

<お詫びと訂正 2021年3月>

『再開発関係法令集 2021』

【都市再開発法】、【国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準】におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、次のように訂正いたします。

※赤字部分が訂正箇所となります。

【都市再開発法】

第38条第2項の一部訂正 (16ページ)

【誤】

【正】

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第38条 (略)

第38条 (略)

172 第7条の9第3項、第14条及び第15条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しよう

2 第7条の9第3項、第14条及び第15条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しよう

(以下、略)

(以下、略)

【国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準】

(最近改正) の訂正 (1051ページ)

【誤】

【正】

(最近改正)

(最近改正)

平成19年6月20日国土交通省訓令第53号

令和2年1月21日国土交通省訓令第49号

第30条第3項、第30条の2の追加 (1055ページ)

(建物等の移転料)

(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)

第30条 (略)

第30条の2 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても、同様とする。

2 (略)

3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。

第40条第2項の一部訂正 (1056ページ)

【誤】

【正】

(移転雑費)

(移転雑費)

第40条 (略)

第40条 (略)

2 前項の場合において、当該建物等の所有者及び借家人又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第48条、第51条及び第55条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。

2 前項の場合において、当該建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第48条、第51条及び第55条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。

附則の追加 (1062ページ)

附則 (令和2.1.21国土交通省訓令第49号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。